

■ 国民健康保険税について

国民健康保険税は、年齢によって組み合わせや納め方が異なります。

39歳まで	40～64歳	65～74歳
・医療給付費分	・医療給付費分	・医療給付費分
・後期高齢者支援金分	・後期高齢者支援金分	・後期高齢者支援金分
	・介護保険納付金分	※介護保険料は別に納めます

■ 国民健康保険税の計算方法（年間）

医療給付費分（最高限度額 650,000円）

- ① 所得割額 加入者の前年の所得に応じて計算します。
(総所得金額-430,000円(基礎控除)) × 6.61% (税率)
- ② 均等割額 加入者の人数に応じて計算します。
1人につき 26,500円
- ③ 平等割額 1世帯当たり定額で計算します。
1世帯当たり 19,200円

後期高齢者支援金分（最高限度額 220,000円）

- ① 所得割額 加入者の前年の所得に応じて計算します。
(総所得金額-430,000円(基礎控除)) × 2.49% (税率)
- ② 均等割額 加入者の人数に応じて計算します。
1人につき 9,700円
- ③ 平等割額 1世帯当たり定額で計算します。
1世帯当たり 7,000円

介護納付金分（最高限度額 170,000円）

- ① 所得割額 加入者の前年の所得に応じて計算します。
(総所得金額-430,000円(基礎控除)) × 2.21% (税率)
- ② 均等割額 加入者の人数に応じて計算します。
1人につき 11,000円
- ③ 平等割額 1世帯当たり定額で計算します。
1世帯当たり 5,700円

※年度の途中で国民健康保険の資格の取得、喪失等があったときは、月割で国民健康保険税を計算します。

※転入して国民健康保険に加入したときは、国民健康保険税の算定の基礎となる前年の所得が不明のため、前住所地に所得照会をします。そのため、所得を把握したあとで、国民健康保険税が増減することがあります。

■ 国民健康保険税は世帯主が納めます。

国民健康保険税を納める義務は、世帯主にあります。そのため、例えば、世帯主である夫（75歳以上）と妻（75歳未満）の2人世帯で、夫が後期高齢者医療制度へ移行し、妻が国民健康保険の被保険者である場合でも、国民健康保険税の納税通知書は納税義務者である夫に送られます。

この場合の国民健康保険税の算定は、国民健康保険の被保険者である妻の所得割額・均等割額・平等割額の合計額となりますので、後期高齢者医療保険料と国民健康保険税の二重課税とはなりません。

国民健康保険税を滞納すると・・・

- 督促が行われ、延滞金などを徴収されることがあります。
↓さらに滞納を続けると
- 有効期間の短い短期被保険者証が交付される場合があります。
↓納期限から1年を過ぎると
- 保険証は返却してもらいます。代わりに資格証明書が交付される場合があります。
医療機関にかかったときは、医療費をいったん全額自己負担します。
↓納期限から1年6ヶ月が過ぎると
- 国保の給付が差し止められたり、財産の差し押さえなどの処分を受けたりする場合があります。

※災害など特別な事情により、国民健康保険税の納付が難しいときは、お早めにご相談ください。

■ 国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）について

次のすべての条件を満たす世帯主の方は、特別徴収になります。特別徴収となる人でも、一定の条件で口座振替に変更が可能です。希望される方は、役場税務課窓口で手続きをしてください。（口座振替に変更した後に滞納が続いた場合は、特別徴収に戻ることがあります。）

特別徴収される方

- 世帯主が国民健康保険被保険者であること
- 世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満であること
※65歳未満の国民健康保険被保険者がいる場合は、該当しません。
※世帯主（擬制世帯主）の方が、会社の健康保険や共済組合に加入している場合や、75歳以上で、後期高齢者医療制度に加入している場合は、該当しません。
- 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

特別徴収とは、国民健康保険税（年税額）を年金受給回数の6回で割り、年金支給月にその1回分を年金から差し引くという方法です（4月の特別徴収の別期額は、前年度2月の特別徴収額を仮徴収します）。

※特別徴収の方が75歳になる年度は、その年度の当初から普通徴収に変わります。

※特別徴収の方の国民健康保険税が、年度途中で増額となる場合は、増額分が普通徴収になります。

■ 国民健康保険税の軽減（減免）について

75歳以上の方は、後期高齢者医療制度に移行し、後期高齢者医療制度の保険料を納めていただくこととなります。それに伴って、国民健康保険に引き続き加入する方の国民健康保険税の負担が急に増えることがないように、軽減を受けることができます。

● 所得が低い方の国民健康保険税の軽減

軽減を受けている世帯について、後期高齢者医療制度へ移行することにより、世帯の国民健康保険の被保険者数が減少しても、世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます。

● 世帯割で賦課される平等割額の軽減

後期高齢者医療制度へ移行することにより、国民健康保険の被保険者が1人となる場合は、5年間、平等割額が半額になります。5年経過の翌月から3年間は平等割を4分の1軽減します。（介護納付金分は除きます）

● 社会保険などの扶養者であった方の国民健康保険税の軽減（条例減免）

社会保険などの被保険者本人が、後期高齢者医療制度に移行した結果、国民健康保険に加入することとなる65歳以上の方（旧被扶養者）は、申請により次の軽減が受けられます。

- ① 旧被扶養者に係る所得割額が免除になります。
- ② 旧被扶養者に係る均等割額が、資格取得日の属する月以降2年間半額になります（7割・5割軽減世帯を除きます）。
- ③ 国民健康保険の被保険者が旧被扶養者のみの場合は、平等割額も2年間半額になります（7割・5割軽減世帯を除きます）。

※社会保険などの被保険者が後期高齢者医療制度の対象となったことにより、その被扶養者が新たに旧被扶養者に該当することとなった場合は、申請することで、原則として申請のあった日以降の納期未到来分の国民健康保険税が減額又は免除されます。

● 非自発的失業者にかかる国民健康保険税の軽減

リストラや倒産など非自発的な理由により、離職を余儀なくされた方が軽減を受けることができます。

1 対象者

以下の要件にすべて当てはまる方

- ①雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者として失業等給付を受ける方又は受けていた方
→「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」の記載事項のうち、「12. 離職理由」欄が「11, 12, 21~23, 31~34」の方で、資格者証に「特」「高」の記載がない方になります。
- ②離職日時点で65歳未満の方

2 保険税の軽減内容

失業（離職）から一定の期間、対象となる方の前年中の給与所得を30/100とみなして算定し、賦課することにより保険税を軽減します。

3 申請方法

対象となる方の「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」をお持ちのうえ申請してください。